

シップリサイクル新条約草案の概要と MEPC54 での主な審議内容

条約草案は、本文および附属書（A 部：総則、B 部：船舶に関する要件、C 部：再資源化施設に関する要件、D 部：通報の要件）で構成。

新条約の 主な項目	概 要	MEPC54 での主な審議内容	MEPC55 での主な審議内容
適用の範囲 (第 3 条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条約の適用範囲は、締約国の管轄下にある船舶（除く政府所有の非商業船舶）とシップリサイクル施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際市場で取引されないような小型船や FRP 船など鋼船とは解体工程が異なる船舶の取り扱いをさらに検討していくこととされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 条約の適用下限を 500 総トンとすることが合意。
有害物質の使用 規制 (規則 B-I-1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害物質の使用は禁止／制限されなければならない。 ● 規制される有害物質は、本条約の付録 1 で規定する（同付録は MEPC54 以降に作成する予定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の物質の使用を禁止／制限する規制内容については、当該物質を表にした付録が具体的に明らかとなった時点で改めて検討することとされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● わが国が、附録 1 に規定される禁止・制限物質として、アスベスト、PCBs、オゾン層破壊物質、PCBs、TBT、TBTO の 5 物質を提案、また、わが国が MEPC55 に向けて附録 1 を提案することが確認された。
インベントリ (有害物質の一覧表)の作成・維持 (第 8 条、規則 B-I-4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新船については、第 1 部（構造・設備に含まれる有害物質）、第 2 部（運航上発生する廃棄物）、第 3 部（貯蔵物）で構成する有害物質のインベントリを備えなければならない。 ● 既存船については、本条約発効後の最初の定期検査時までインベントリを備えなければならない。 ● 新船および既存船に対し、インベントリの備付を証明する国際証書が発行されなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● インベントリのパート 1 については建造時に作成し、パート 2 と 3 についてはリサイクル前に作成することが確認された。ノルウェー草案では、パート 1、2、3 とも PSC の対象とすることとしていたが、2 と 3 はリサイクル前に作成することとなったので PSC の対象からは除外されることとなった。 ● インベントリの適切な維持更新を義務付ける規定を追加することとされた。 ● 既存船のインベントリについては、条約発効後の最初の定期検査の前にリサイクルされる場合は、リサイクルの前までに作成することとされた。 ● MEPC55 に対し、日本とドイツがインベントリを作成するためのガイドラインを提案することとされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日独が、インベントリを作成するためのガイドライン案を提案。同案には、現存船の部分が含まれていなかったため、現存船の部分を含め両国でさらに検討を行い、MEPC56 に再度提案することが確認された。 <p><インベントリ作成ガイドライン></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建造時に造船所／船用業者は、有害物質に関する情報を集め、インベントリ（第 1 部）を作成するとともに、インベントリがガイドラインに従って作成されたものであることを確保するため、「供給者適合宣言」を発行。 2. 船主は、船舶の修繕／改修時等にインベントリ（第 1 部）を更新。船主は、インベントリが適切に維持・管理されていることを確保するため、管理責任者を置くなど社内管理体制を構築。

新条約の 主な項目	概 要	MEPC54 での主な審議内容	MEPC55 での主な審議内容
			3. 船主は、リサイクル前にインベントリ（第 2 部と 3 部）を作成。
リサイクル前の 準備 (規則 B-II)	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル施設は、船主の協力を得てリサイクル計画を策定しなければならない。 ● 船舶は、リサイクル前に熱作業のためのガスフリーが実施されなければならない。 ● 船舶は、リサイクル前の準備が行われたことを証明する国際証書を取得しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● MEPC54 で深い議論は行われず、コレスポネンダスグループで議論を進めることとされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● MEPC55 で深い議論は行われず、コレスポネンダスグループで議論を進めることとされた。
検査 (規則 B-III)	<ul style="list-style-type: none"> ● [400] 総トン以上の船舶は、建造検査、定期検査、追加検査、最終検査に対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● MEPC54 で深い議論は行われず、コレスポネンダスグループで議論を進めることとされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● わが国が検査と証書の考え方を提案。わが国がMEPC56に向けて検査と証書のガイドラインを提案することが確認された。 <p data-bbox="1514 767 1776 794"><検査と証書の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初回検査でインベントリ（第 1 部）が適切に作成されていることを検査の上、インベントリ証書を発行。 2. 定期検査で、船主がインベントリ管理体制を構築していることを確認。大規模修繕時等のインベントリの更新は船主の任意により検査。PSC では、インベントリ証書の保持を検査。 <ul style="list-style-type: none"> ● 3. 最終検査でインベントリ（第 2 部と 3 部）が適切に作成されていること、リサイクル計画が作成されていること、リサイクル準備が適切に行われていることを確認の上、リサイクル準備証書を発行。
リサイクル施設 の認可 (付属書 C 部)	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル施設は、本条約の附属書にある規則に従い認可されなければならない。 ● 船舶は、認可された施設でリサイクルされな 	<ul style="list-style-type: none"> ● MEPC54 で深い議論は行わず、コレスポネンダスグループで議論を進めることとされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● わが国がMEPC56にリサイクル施設のためのガイドラインを提案することが確認された。

新条約の 主な項目	概 要	MEPC54 での主な審議内容	MEPC55 での主な審議内容
リサイクルに向 かう船舶の通報 要件 (付属書 D 部)	<p>なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船主とリサイクル施設は、夫々旗国とリサイクル国政府に船舶をリサイクルする意図を通報しなければならない。 ● 船主は、リサイクル前の準備証明を取得したことをリサイクル施設に通報しなければならない。 ● リサイクル施設は、リサイクル国政府に対しリサイクル開始予定について通報しなければならない。リサイクル国政府より [14] 日以内に異議の申立てがなければ、リサイクルを開始することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通報のルートについては、国家間（旗国－リサイクル国）のルートの導入が必要とする国々と、国家間のルートの導入による手続上の負担や遅延を懸念する国々とに意見が2つに分かれ、更にコレスポネンスグループで検討していくこととされた。 ● 当協会の主張によりわが国は、リサイクル国の異議申し立ての規定は曖昧さを含んでいるとして、当該部分の支持を留保することとした。 <p><i>注：バーゼル条約では、国家間（輸出国－輸入国）の通報を実施している。同条約の考え方を支持する国（デンマーク等）は国家間の通報ルートの確立を支持している</i></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● MEPC55 で深い議論は行われず、コレスポネンスグループで議論を進めることとされた。